

## 放射性物質汚染対処特措法関係省令案についての主なご意見に対する考え方について

### I. 汚染廃棄物対策関係

ご意見の概要	ご意見に対する回答
<b>16条関係(汚染状況調査)</b>	
<p>指定廃棄物の調査対象に排ガス・焼却前の廃棄物を追加すべき。</p>	<p>第16条に基づく調査では、これまでの放射能濃度の調査で高い放射能濃度が検出されている廃棄物について、それらを排出する施設の管理者に調査の義務を課しております。なお、排ガスは廃棄物には該当しませんので、調査対象とはなりません。</p>
<p>・「焼却灰等」には何が含まれるのかを明確にすべき。</p>	<p>ばいじん及び燃え殻(スラグを含む)が該当します。</p>
<p>・処理場を有していない下水道施設(管渠施設のみ)は、調査対象からはずすべき。</p> <p>・対象とする施設は下水道であれば、下水を処理する施設に限るのか。雨水を貯留したり、ポンプ排水するだけの施設は含まれないのが妥当。</p>	<p>管渠施設や雨水貯留施設については、調査義務の対象となりません。</p>
<p>法16条に基づく調査義務の対象となる施設から、地下水のみから取水する水道施設を免除することに反対。</p>	<p>御意見を踏まえ、地下水のみから取水する水道施設についても、汚泥が発生する場合は、調査対象とすることといたしました。</p>
<p>・調査義務の対象となる施設の要件は、日本全国全ての施設とするべき。</p> <p>・素案に列挙された都道府県にとどまらず、廃棄物からヨウ素、セシウム等が検出されている施設が所在する都道府県をすべて含めるべき。</p> <p>・水道施設、下水道、工業用水施設について、岩手県、宮城県、神奈川県、長野県、山梨県、静岡県を追加すべき。</p> <p>・東京都多摩地域の各清掃工場の放射性物質濃度は、毎月調査結果を見ると濃度が低いため、法第16条に基づく汚染状況調査義務の対象地域からは、東京都多摩地域は除くべきである。</p>	<p>第16条に基づく調査の義務の範囲は、調査が必要と考えられる地域として、これまでの調査で一定以上の放射能濃度が検出されている地域を指定することとしております。</p>

<p>・災害廃棄物安全評価検討会において、調査対象を8000ベクレル/kgの概ね8割以上が検出されている施設とするよう提案されているため、明らかに濃度の低い廃棄物を取り扱う施設については調査義務から免除するよう、明確に示すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、8000Bq/kgを超える濃度に汚染された廃棄物が生ずるおそれが少ない施設については、環境大臣の確認により、調査義務を免除することといたしました。</p>
<p>下水道法が適用されており廃棄物処理法が適用されていない発生汚泥等は、16条調査の対象となる廃棄物に該当しないという理解か。</p>	<p>法第16条に基づく調査では、下水道管理者は、発生汚泥等について事故由来放射性物質の放射能濃度を調査することとなります。</p>
<p>・環境大臣への調査結果の報告は、どのような経路(知事経由、知事大臣へ)で行うのか明確にすべきである。</p>	<p>法第16条に規定している調査の報告については、各施設の管理者から管轄の地方環境事務所へ行っていただくことを予定しておりますが、詳細な報告先等は年内にガイドラインにてお示しする予定です。</p>
<p>廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状況調査について、月に一度の検査では検査の回数が少なすぎ、また翌月報告では遅すぎる。</p>	<p>調査は、施設で生じた全ての廃棄物を対象としています。報告期限については、義務対象者の負担や検査機関の整備状況等を踏まえ、翌月の末日を期限としたものです。詳細な報告方法については年内にガイドラインにてお示しする予定です。</p>

**17条関係(指定基準) ※指定廃棄物の現場保管基準(17条第2項関係)、任意申請(18条関係)含む**

<p>(法第17条第1項について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定廃棄物の指定基準は8000ベクレル/kgではなく、クリアランスレベル(年間10マイクロシーベルト)や200ベクレル/kgとするべき。</li> <li>・指定廃棄物の指定基準は100ベクレルとするべき。</li> <li>・指定廃棄物の指定基準は電離則にあわせて10000ベクレル/kgにするべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリアランスレベルは、原子力発電所等から発生する廃棄物について、この基準以下の廃棄物及びその再生品の用途・行き先を限定せず、市場に広く流通させることも含め、あらゆる利用を想定して設定されたものです。一方、指定廃棄物の指定基準は、国が処理を行うこととする廃棄物を指定するための基準であり、クリアランスレベルとは目的・性質が異なります。</li> <li>・また、放射能濃度が8,000Bq/kgの廃棄物を通常行われている処理方法で処理する場合、処理の各工程において、周辺住民よりも被ばくしやすい作業者であっても、その被ばく線量は、内部被ばく、外部被ばくを合わせて、原子力安全委員会決定において示されたためやすである1mSv/年を下回ることを安全評価によって確認しています。</li> </ul>
--	--

<p>・8000ベクレルの基準で安全なのか疑問。セシウムだけで8000ベクレルならばストロンチウムなども加えればもっと高くなるのではないか。</p>	<p>プルトニウムや放射性ストロンチウム等については、これまでの調査の結果、放射性セシウムに比べ、安全面での影響が十分に小さいと考えられることから、放射性セシウムを支配的な核種と考え、放射性物質汚染対処特措法に基づく基準等の設定に当たっては、放射性セシウムの影響に着目しております。</p>
<p>指定基準である8000ベクレル/kgの安全性についてわかりやすい資料を作成し、国民の理解を得るべき。</p>	<p>安全性の根拠については、これまで災害廃棄物安全評価検討会でお示してきたところですが、御意見を踏まえ、基準についてわかりやすい資料を作成し、公表することといたします。</p>
<p>特定廃棄物10万ベクレル・8000ベクレルの処理施設の所在地を明白にしてほしい。</p>	<p>情報公開のあり方については、引き続き検討してまいります。</p>
<p>・指定廃棄物として指定されるのは既存処理における最終生成物に限定すべきである。その後の処理により混合、希釈を通じて指定の要件から外れることもあるため。</p> <p>・たとえば下水道であれば、処理の過程で放射性濃度が変わるが、どの段階の濃度で指定するのか。施設外へ出る時点とするのが妥当と思われるがどうか。</p> <p>・指定廃棄物となった焼却灰等に何かを加える等処理をして再評価することは可能であるか明確にすべき。</p>	<p>法第16条に基づく調査では、原則として施設外に排出される廃棄物について事故由来放射性物質の放射能濃度を調査することとしています。</p>
<p>・特定一般(産業)廃棄物について、裾きりの放射性基準を設定するべき。</p>	<p>溶出量の少ないものについては、基準の一部を適用除外としております。</p>
<p>廃棄物の線量等量率測定に関して明確な基準の制定が必要。</p>	<p>本法では、廃棄物の指定にあたり、放射能濃度を測定することとしています。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定廃棄物の指定の申請について、すべての組織、団体、個人が簡便に使えるようなシステムを構築してほしい。</li> <li>・指定廃棄物の申請について、個人や一般企業が分析や申請を行うことは困難であり、国が判断し処理するか、申請者が実施した分析方法等を申請書に記載し、それをもとに国が判断する等の措置が必要。</li> <li>・指定廃棄物の任意申請に当たっては、効率化及び申請漏れをなくし効率的に行うため、地域単位や自治体単位で申請できるよう、柔軟な対応をお願いしたい。</li> <li>・廃棄物の指定申請をする者には、地方公共団体を含むよう柔軟に対応すべき。(稲わら等の中には、市町村が選定した一次保管場所へ市町村の委託を受けた者が運搬・集積している状況があり、そういった場合には、農家個々が申請するのではなく、委託を実施した市町村が申請者となるのが適当。)</li> </ul>	<p>申請の手続きの詳細については年内のガイドラインにてお示しする予定ですが、御意見を踏まえ、指定廃棄物の指定の申請について、申請者の負担軽減が図られるよう検討してまいります。</p>
<p>指定基準について汚泥や焼却灰はこの程度でいいが、がれきについては、表面の汚染レベルにより汚染の多寡を判定すべき。</p>	<p>指定にあたって行う廃棄物の汚染状況の調査では、廃棄物全体の平均的な放射能濃度を測定します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当分の間事業者が指定廃棄物を保管することになっているが、現実的には相当期間保管する必要性が生じるため、管理者が対応できる現実的な制度にしてもらわないと困る。</li> <li>・施設での保管の期間は1ヶ月間程度とするべき。</li> </ul>	<p>御意見を踏まえ、可能な限り早期の処理に努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定廃棄物の保管については遮水シートだけでは不十分、浸透係数の低い不透水性土壌を使用すること。</li> <li>・遮水シートの耐久性は長期間確保されないため、採用するべきではない。</li> <li>・3年程度の保管のためには、遮水シートの設置は特に必要ではない。</li> </ul>	<p>保管する指定廃棄物の放射性物質の濃度は様々なものと想定され、遮水シートが代表的なものとして考えられますが、必要に応じ適切な措置を選択するものと考えます。</p>
<p>保管場所の届け出は事後届出で十分である。事前届出とする場合はその趣旨を明らかにされたい。</p>	<p>届出を行った適正な者が保管場所の変更に伴う運搬を行っていることを確認する必要があるため、事前の届出としています。</p>

<p>指定廃棄物の保管基準に、放射線防護のための措置として、土壌で覆うことが規定されているが、この土壌と指定廃棄物の混合防止も規定すべき。土壌と廃棄物が混合すると、処分量が増えてしまう。</p>	<p>保管基準で示している覆土については措置の一例ですが、指定廃棄物の保管基準においては、「保管の場所には、指定廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること」という規定も設けており、覆土に用いた土壌と指定廃棄物が混合するおそれのないよう、必要な措置を講じてまいります。</p>
---	---

**20条関係(特定廃棄物処理)**

**・全般**

<p>(法第20条及び法23条について)          特定廃棄物の処理基準について、該当の廃棄物は従前ならば放射性廃棄物として厳重に管理・保管されてきたところであり、放射性廃棄物の処理に対応していない既存の施設において処理することには大きな問題がある。</p>	<p>特定廃棄物については、十分な安全確保のための措置を講じた上で、国が責任を持って処理をしております。</p>
<p>特定廃棄物の処理基準について、放射性物質の環境への漏洩がないよう、技術基準の明確化、定量化を求める。</p>	<p>処理基準は、処理に当たり、適切な放射線防護措置等を講じ、安全確保が図られるよう定めたものです。          また、特定廃棄物の処理に当たっては、周辺環境への影響がないよう、モニタリングを実施し、安全性の確認を行ってまいります。</p>
<p>焼却と埋め立て以外の処理方法(洗浄・溶融・破碎等)についても、特別の処理基準を設けるべき。</p>	<p>焼却、埋立以外の中間処理方法についても、排水・排ガスや事業場周辺の放射線量のモニタリング等の基準を設けているところです。</p>

**・収集運搬**

<p>(法第20条について)          特定廃棄物の収集・運搬はどれだけ対策を施したにせよ放射性廃棄物の拡散につながるため、最小限にとどめるべき。</p>	<p>御指摘のような運搬に伴う放射性物質による汚染拡散を防止するため、特定廃棄物の収集運搬基準では、飛散流出防止等の措置を規定しております。</p>
---	--

<p>(法第20条について)          特定廃棄物の収集及び運搬基準について、国はどの程度の頻度で処分するのか、どの程度の期間の保管が必要になるのか明確にすべき。</p>	<p>法第20条は特定廃棄物の収集及び運搬を行うに当たって遵守すべき基準について規定しております。保管の期間については、個別調整を行い対応してまいります。</p>
<p>運送で活用した容器について、空で回送する場合にも飛散防止の措置を行う必要がある。</p>	<p>御意見を踏まえ、運搬に用いた容器の取り扱いについては、今後、ガイドラインで示す等の対応を検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬車からの基準の最大値を下げるべき。</li> <li>・運搬車の表面から1メートル離れた位置における線量当量率の最大値が100マイクロシーベルト毎時を超えないように、とあるが、この値の算出根拠を述べるべき。</li> <li>・特定廃棄物の収集及び運搬基準について、運搬車の表面から1メートル離れた位置における線量当量率の最大値が100マイクロシーベルト毎時を超えないようにすることとされているが、規制線量を下げしてほしい。</li> <li>・車両表面線量100 <math>\mu</math> Svほどの危険を想定する運搬であれば、周辺住民の合意が必要。</li> </ul>	<p>放射性物質については、IAEAの放射性物質安全輸送規則の考え方をもとに、核燃料物質等車両運搬規則、放射性同位元素等車両運搬規則等により、運搬時の基準が設けられております。具体的な基準としては「放射性物質を運搬する車両の表面から1mの位置における最大線量当量率が100マイクロシーベルト毎時以下であること。」と規定されております。今般の特定廃棄物及び除去土壌の収集・運搬基準においても、上記と同様の内容を規定することが適切と考えております。実際には、比較的高濃度の物を運搬する際には、十分に安全確保に注意してまいります。</p>
<p>労働安全衛生の観点から、運転台の線量をより低いものとするべきではないか。また、従事者の被ばくを低減する措置(防護計画や放射線教育等)についても触れるべき。</p>	<p>従事者の安全確保に係る基準については、労働安全衛生法令の中で適切に措置が図られるものと考えています。環境省としても、厚生労働省における検討に協力しているところであり、今後も必要な連携を図ってまいります。</p>
<p>運搬基準について、運搬時の「氏名・名称」の表示義務は削除すべき。差別につながりかねない。</p>	<p>運搬時の表示は、特定廃棄物の収集運搬が適切に行われるよう、廃棄物処理法と同様に基準として設定しています。</p>

<p>日常的に運搬している車両に書面を追加的に携行するのは現実的でない。</p>	<p>書面の携行は、運搬する特定廃棄物に関する情報や、適正な者が運搬していることを明確にするため、廃棄物処理法と同様に基準として設定しています。</p>
<p>6. (1)-③-ハ-c. について「一次受託者の委託を受けて」という記載があるが、これは特定廃棄物の運搬には、再委託を認めるという認識でよいか。廃棄物処理法上の産廃「再委託基準」との関連はあるのか。</p>	<p>国が処理の委託を行った者が処理を委託(再委託)した者は、一定要件を満たす場合のみ、処理を業として行うことが可能としております。また、特定廃棄物の処理に関して廃棄物処理は適用されないため、廃棄物処理法上の産業廃棄物の委託基準と法的な関連はありません。</p>
<p><b>・保管</b></p>	
<p>(法第17条第2項及び法第20条について) 指定廃棄物及び特定廃棄物の保管基準は、素案の内容では十分な管理がなれないため、抜本的に見直すべき。また、指定廃棄物及び特定廃棄物の保管を開始する際の放射線量の測定結果は、記録・保存するのみならず、速やかに公開するべき。</p>	<p>保管基準案については、安全評価の結果を踏まえ検討したものです。情報公開については、基本方針において「正確かつ迅速な情報提供及び地域住民とのリスクコミュニケーションを実施するものとする」とされていることを踏まえ、適切に対応してまいります。</p>
<p>保管基準について、遮へい効果を確認するためには、保管の開始後だけではなく、開始前に線量測定を義務づけるべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、保管前についても線量測定を行う旨規定することといたしました。</p>
<p>一月に一回は、「概ね月1回程度」とすべき。</p>	<p>周縁の地下水の放射能濃度の変化が無いかどうかを調べるための確認であり、1月に1回行うことが望ましいと考えております。</p>
<p>特定廃棄物の保管については、ベントナイト層での遮水が必要。ベントナイトなど不透水性土壌層は、放射性物質の長期無害化期間を設定することが可能であり、その透水係数と厚さを決めることで半減期以上の遮水性と耐久性を維持することが重要。</p>	<p>保管する指定廃棄物の放射能濃度は様々なものがあると想定され、遮水シートが代表的なものとして考えられますが、必要に応じ適切な措置を選択するものと考えます。</p>

<p>指定廃棄物の保管基準について、屋外で保管する場合には密閉を必須とするべき。</p>	<p>屋外での保管であっても、飛散流出防止の措置や雨水浸入防止の措置を講じなければならないこととなっており、保管基準により、必要な汚染拡大防止の措置が講じられるものと考えております。</p>
<p>大雨の際に想定以上の雨水が施設内に浸入することを避けるため、保管時の雨水対策として、底面から30cm程度高い場所に廃棄物を置くことを追加すべき。</p>	<p>保管基準では、雨水浸入防止の対策として遮水シートで覆うこと等を規定していますが、雨水浸入のおそれのない場所を保管場所とすることも有効と考えます。保管方法については、ガイドラインにおいてお示しする予定です。</p>
<p>施設での保管について、現行案では処理がストップしてしまう。議会や地元への現場説明でも、保管をせずにすみやかに処理していることで理解を受けており、現状を踏まえて保管、処理を決定すべき。</p>	<p>パブリックコメントでは、保管を行う場合の基準の案をお示したものであり、保管をせずにすみやかに処理を行うことも可能です。</p>
<p>特定廃棄物の仮置き場を設置するためには詳細の仕様を決定する必要があるが、現在示されている除染土壌等の仮置き場等の設置及び維持管理基準は事業発注に耐えるだけの具体性に欠いており、さらなる明確化が必要。</p>	<p>より具体的な内容については、ガイドライン等においてお示しする予定です。</p>
<p>特定廃棄物を保管する場合には、関係自治体を通じて、近隣住民に保管の事実、管理方法、保管期間等を通知した上、近隣住民の意見を踏まえた管理方法にて保管してほしい。</p>	<p>特定廃棄物の保管に当たっては、近隣の住民の方々等に対し、説明を行い、適切に対応してまいる所存です。</p>
<p>特定廃棄物の保管基準について、掲示板にその都度表示し、近隣の一般市民に公開すべき。</p>	<p>情報公開については、基本方針において「正確かつ迅速な情報提供及び地域住民とのリスクコミュニケーションを実施するものとする」とされていることを踏まえ、適切に対応してまいります。</p>

・中間処理

<p>・特定廃棄物の焼却はするべきでない。フィルターで捕捉できないのはいか。</p> <p>・セシウムの沸点は641度であり、800度以上で焼却した場合には、ほとんど蒸気となってしまい、バグフィルターを透過してしまうため、バグフィルターを要件とするのは不適切。</p>	<p>放射性物質に汚染された廃棄物の処理については、有識者から構成される災害廃棄物安全評価委員会において、安全な処理方法等について技術的な検討が行われており、排ガス処理設備としてバグフィルター等の設置された施設であれば、安全に焼却処理を行うことが可能であるとの結論を得ています。具体的には、環境省の調査において、バグフィルター等が設置されている施設では、排ガス中の放射性セシウムが十分に除去され、原子炉等規制法において定められている排ガス中の放射性物質の濃度限度を十分に下回るという結果が得られております。なお、バグフィルターに流入する燃焼ガスの温度は概ね200℃以下となっております。</p>
<p>・バグフィルターだけでなく電気集塵機を明示すべき。</p> <p>・「バグフィルター等燃焼ガス中の放射性物質を有効に除去できる排ガス処理設備」の「等」は削除するか、又は具体的に明示すべき。効果の不確かな排ガス処理設備を認めるべきではない。</p>	<p>より具体的な内容については、ガイドライン等においてお示しする予定です。</p>
<p>焼却以外の施設(溶融、熱分解等)についても、バグフィルター等の設置及び排ガス基準を設けるべき。</p>	<p>焼却以外の中間処理についても排ガス基準の遵守やモニタリング等の義務は同様に課されます。</p>
<p>事業場周辺の大気中又は公共用水域の水中の濃度の3月間の平均濃度が1を超えないように、とのことだが、基準値は、事業場からの排気中又は排水中の濃度として規定すべき。</p>	<p>特定廃棄物の中間処理に伴う排ガス、排水中の事故由来放射性物質の濃度限度については、同一人が0歳児から70歳になるまでの間、当該濃度の放射性物質を含む排気又は排水を摂取したとしても、被ばく線量が一般公衆の許容値(年間1mSv)以下となる濃度として設定されたもの(放射線審議会基本部会「外部被ばく及び内部被ばくの評価法に係る技術的指針」(平成11年4月))であり、安全確保の観点からも適当と考えます。</p>
<p>濃度監視について、これは排出口に対する値ではなく、大気及び水域で拡散した状態の値として評価して良いのか、またどのようなポイントで測定・評価すればよいのか。</p>	<p>排水、排ガスのモニタリング方法等については、ガイドライン等において具体的にお示しする予定です。</p>
<p>中間処理基準においても、特定廃棄物とその他廃棄物を区別して処理する規定が必要ではないか。(排出者責任が不明瞭になる)</p>	<p>特定廃棄物の処理は国が行うこととされており、処理を行う特定廃棄物を適切に管理することが求められますが、中間処理に伴い特定廃棄物とそれ以外の廃棄物が混然一体となって分離不可能となる場合には、総体として特定廃棄物ととらえるものと考えます。</p>
<p>・埋立処分</p>	

<p>(法第20条について)          特定廃棄物の埋め立て処分基準について、該当の廃棄物には従前ならば「低レベル放射性廃棄物」として厳重に処理／埋め立てされてきたところであり、放射性廃棄物の処理に対応していない既存の施設にて埋め立てを許可することには大きな問題がある。</p>	<p>原子炉等規制法に基づく規則では、10万ベクレル/kg以下の廃棄物は人工建築物を設けない素掘りのトレンチ処分を行うこととされており。一方、放射性物質汚染対処特措法に基づく処理基準案では、10万ベクレル/kg以下の廃棄物は、遮水工、排水処理設備を設けた管理型処分場で処分を行うこととしております。このように処理基準案は、原子炉等規制法と比較して、安全確保上、十分な内容となっています。</p>
<p>安定品目を処分する処分場の構造基準を設けるべき。</p>	<p>安定型最終処分場での特定廃棄物の処分については、今後、告示において対象物の要件を定めるなど詳細を検討していくこととしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却主灰や下水汚泥焼却灰のように放射性物質の溶出量が少ないことが明らかになっているものについて、その旨を早急に明確にすべき。</li> <li>・地下水等の汚染を生じさせるおそれがないものとして一定の要件に該当するものに、下水焼却灰を追加すべき。</li> </ul>	<p>御意見を踏まえ、基準においては、放射性物質の溶出量が少ないものについては、一部の処理基準を適用除外としております。その要件については検討中です。</p>
<p>「溶出量が極めて少ないこと」の基準は、WHO飲料水ガイドラインに記載された10Bq/lとすべき。</p>	<p>溶出量の基準については現在検討中であり、今後、告示においてお示しする予定です。</p>
<p>埋立処分完了後についても、7日に1回測定する等、厳しく管理していくべき。</p>	<p>埋立終了時には覆土等により処分場の開口部が閉鎖されることにより放射線防護の措置が講じられます。埋立終了後には、この措置が適切に講じられていることを確認するため、一月に一回以上の測定を行うこととしております。</p>
<p>特定廃棄物の埋立基準に関して、種類、数量等の他、放射能濃度も記録を作成し保存する先に入れておくこと。</p>	<p>管理期間終了後における安全性の説明のため、実施可能な範囲で、廃棄物の核種や放射能濃度の記録を行い、当該記録を保存してまいりたいと考えております。</p>
<p>堤防型の管理型最終処分場の中に、ガレキ類を燃やさず埋め立てることで、費用対効果に優れ、今後の津波対策も可能になり、岩手・宮城の災害ガレキは他県に移動して、焼却処分する必要がなくなる。</p>	<p>御提案の件については、今回のパブリックコメントの対象ではございませんが、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
<p>23条関係(特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理基準)</p>	

<p>特定一廃等の所在地を指定している理由、根拠が不明確。</p>	<p>放射能濃度や空間線量率に関するこれまでの調査結果や自治体等からの報告を基に、事故由来放射性物質により一定レベルに汚染された廃棄物が排出されるおそれのある地域を特定の地域として廃棄物の種類ごとに設定しております。</p>
<p>廃稲わら・廃堆肥に係る特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の範囲についても、地域限定を設けるべき。</p>	<p>放射性物質に汚染された廃稲わら・廃堆肥については、全国各地に所在していることから、地域で汚染廃棄物を特定することは適当ではないと考えております。</p>
<p>10万ベクレル以上の汚染廃棄物は地下水を汚染しない堅牢な容器と設備で保管すべき。</p>	<p>御指摘の点については、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
<p>(法第23条について)          特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の処理基準について、該当の廃棄物は従前ならば放射性廃棄物として厳重に管理・保管されてきたところであり、放射性廃棄物の処理に対応していない既存の施設において処理することには大きな問題がある。</p>	<p>放射能濃度が8,000Bq/kgの廃棄物を通常行われている処理方法で処理する場合、処理の各工程において、周辺住民よりも被ばくしやすい作業員であっても、その被ばく線量は、内部被ばく、外部被ばくを合わせて、原子力安全委員会決定において示されたためやすである1mSv/年を下回ることを安全評価によって確認しています。したがって、8,000Bq/kg以下の廃棄物については、通常行われている処理方法により、周辺住民、作業員のいずれにとっても安全に処理することが十分可能であると言えます。</p>
<p>特定一廃等につき従来からの処分場で処分することに対し、施設要件が明記されていない。排ガス処理設備等を備えていること等を規定すべき。</p>	<p>焼却等の処理に当たりバグフィルター等の排ガス処理設備の設置を基準としています。</p>
<p>特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の保管については、廃掃法の積み替え保管の際の保管上限の適用除外を設けるべき。</p>	<p>特定一般廃棄物・特定産業廃棄物は、既存の処理体制・施設等を活用した処理が技術的に可能であるため、保管上限の適用除外は規定しておりません。</p>
<p>特定一般廃棄物・特定産業廃棄物を処理する際には、マニフェストに特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当する旨を記載するなど、分別処理の確保を図る措置を導入すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の記載事項として、特定産業廃棄物である旨を記載することとしました。</p>
<p>特定産廃の記録は産廃管理用の帳簿で示すことは可能か。</p>	<p>記録及び保存について、既存の帳簿で記録される項目については、それを活用することは可能です。</p>

<p>特別処理基準の底面の覆土厚と最終覆土厚について50センチメートル以上と規定するのはやめるべき。</p>	<p>底面の土壌層は、埋め立てた廃棄物から放射性物質が溶出した場合に備えた入念的措置です。なお、放射性物質の溶出量の少ない廃棄物を埋め立てる場合には、底面の土壌層設置の措置は適用されないこととなります。また、最終処分場の埋立終了時の覆土については、埋立地の閉鎖について廃棄物処理法に規定があることから特別処理基準では規定しないこととしました。</p>
<p>特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の最終処分場については、想定する管理期間に応じ、長期の適正管理を担保する制度を導入すべき(特に民間の産廃処分場)。</p>	<p>御意見については本パブリックコメントの対象ではありませんが、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
<p>特定産業廃棄物である物(汚泥等)を中間処理(焼却等)した後の廃棄物(焼却灰)が、特定産業廃棄物の要件に該当しない場合(指定された地域外で焼却した場合等)は、当該焼却灰の処理については特別の維持管理基準が適用されないのか。</p>	<p>御意見を踏まえ、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の中間処理(焼却等)を行った後の廃棄物が特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当することを明確化するため、特定一般廃棄物に該当する廃棄物として、特定一般廃棄物の中間処理を行った後の廃棄物を追加し、特定産業廃棄物に該当する廃棄物として、特定産業廃棄物の中間処理を行った後の廃棄物を追加しました。</p>
<p>海面処分場に係る「放射能濃度を適切に管理することができるもの」の基準を明示すべき。</p>	<p>御意見も踏まえ、海面処分場への埋立てについては個々の処分場の状況に応じた個別評価が必要であることから、大臣の個別指定を受けた処分場においてのみ、埋立処分を可能にすることとしました。</p>
<p>海面処分場における埋立てについて、分散しないように埋立てを行うこと、という基準は対応不可能であるから適用除外とすべき。</p>	<p>本規定は、埋立てを行う区画を決めて埋立てを行うという趣旨であり、対応は可能であると考えます。</p>
<p><b>24条関係(特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設の維持管理基準)</b></p>	
<p>特別維持管理基準は下水道処理場内の焼却施設には適用されないと理解してよいか。</p>	<p>当該基準は、廃棄物処理法に基づく施設設置許可を受けていない施設には適用されません。</p>

(法第24条について)

特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の維持管理基準について、(1)②に定められた大気中、水中の濃度は、従前ならば原子炉等に適用されていた基準であり、問題がある。管理型処分場では、放射性廃棄物が外部に漏えいする懸念がぬぐい切れない。

法第24条に基づき定められる維持管理基準における排ガス、排水中の事故由来放射性物質の濃度限度については、同一人が0歳児から70歳になるまでの間、当該濃度の放射性物質を含む排気又は排水を摂取したとしても、被ばく線量が一般公衆の許容値(年間1mSv)以下となる濃度として設定されたもの(放射線審議会基本部会「外部被ばく及び内部被ばくの評価法に係る技術的指針」(平成11年4月))であり、安全確保の観点からも適当と考えます。  
また、原子炉等規制法に基づく規則では、10万ベクレル/kg以下の廃棄物は人工建築物を設けない素掘りのトレンチ処分を行うこととされており、一方、放射性物質汚染対処特措法に基づく処理基準案では、10万ベクレル/kg以下の廃棄物は、遮水工、排水処理設備を設けた管理型処分場で処分を行うこととされています。このように処理基準案は、原子炉等規制法と比較して、安全確保上、十分な内容となっています。

特定一廃処理施設の維持管理基準について、現行案は過負荷である。調査頻度は、大防法において廃棄物焼却炉を設置している事業者のばい煙測定は二ヶ月に一回とされており、同様とされたい。また、排ガス監視について、複数の炉を有する施設がある場合は、炉ごとではなく、どちらか1炉で可能とされたい。

廃棄物処理法では、綿密な監視が必要な項目については一月に一回以上の測定を規定しており、排ガス中の事故由来放射性物質についても同様の頻度としたものです。  
また、排ガスの監視は排出口において行うこととしており、複数の焼却炉が設置されている場合であっても、排出口が一つであれば、排出口においてのみ監視を行えばよく、炉ごとの監視は不要です。なお、本基準は排ガス処理設備が適切に機能していることを確認することも目的とした基準であることから、複数の炉を有する施設であって排出口も複数存在する場合は排出口ごとの監視が必要であると考えます。

特定産廃の処分場であることの表示が必要ではないか。

御意見を踏まえ、特定産業廃棄物の処分を行う場所であることの表示を行うことといたします。

・特定産廃の維持管理基準が適用されない地域の施設での特定産廃の受け入れは可能か。その場合は、特措法に基づく維持管理基準は適用されないということによいか。

・特定産廃の処分場以外で処理を行う場合は、特別な維持管理基準の適用を受けないのか。

御意見を踏まえ、特定産業廃棄物を受け入れる施設についても、特定産業廃棄物処理施設として特別な維持管理基準を適用対象とする修正させていただきました。

## その他廃棄物関係

・測定方法等

<p>・測定器として「エネルギー弁別機能を持った測定器による」とし、方法として「サーベイメータを使った簡易測定法」や「化学分離後の全ベータ測定」なども加えるべき。</p> <p>・測定において、半導体検出器やスペクトロメータは高価であり、経済的でない。アイソトープ協会HPでも紹介されているエネルギーウインド方式の測定でも十分。</p>	<p>測定器につきましては、文部科学省においてすでに取りまとめられている測定方法のうち、現在、廃棄物の放射能濃度測定に広く利用されている方法としてゲルマニウム半導体検出器及びNaI(Tl)ヨウ化ナトリウムシンチレーションスペクトロメータを規定する予定です。御意見も踏まえ、測定器については今後も必要に応じて検討してまいります。</p>
<p>排ガス中の放射能測定方法の公定法がない中で、廃棄物資源循環学会タスクチームが提唱しているサンプリング方法に準拠して試料採取しているが、検体ごとに検出下限の設定も含め、測定方法について早期に明示されたい。</p>	<p>サンプリング方法や測定方法については、今回の環境省令や告示、ガイドライン等でお示しすることを予定しております。</p>
<p>・排ガス・排水の調査については、シミュレーション手法の適用を含め、測定のガイドラインで明確にすべき。また利用できる状態にすべき。</p> <p>・放射線量・排水・排ガス等の分析方法を明示すべき。</p>	<p>放射線量、排水・排ガス中の放射能濃度の測定方法については、ガイドライン等でお示しすることを予定しております。</p>
<p>環境省が示している排ガスの測定方法はざっぱで、この程度の吸引量、測定時間では正確な測定はできない。「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」の測定方法をとって排ガスデータを取り直し、再評価すべき。</p>	<p>本パブリックコメントの対象ではございませんが、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
<p>・試料採取と測定は有資格者によることを規定すべき。</p> <p>・放射線測定機の備え付けについて、電離則にならって、設置を義務づけること。</p>	<p>いただいた御意見は本パブリックコメントの対象ではございませんが、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
<p><b>・処理業者</b></p>	
<p>特定廃棄物の処理を業として行える者の要件として、「相当な経験」は現実的ではないので修正すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正させていただきます。</p>
<p>特定一廃、特定産廃を処理する事業者は改めて施設許可が必要なのか。</p>	<p>必要ありません。</p>
<p><b>・法令解釈、ガイドライン等との関係、その他</b></p>	
<p>8000ベクレル以下であっても廃棄物処理業者で引き取ってもらえないケースが多発しており、受け取りを拒否しないよう省令に盛り込んでほしい。</p>	<p>環境省としても、処理が円滑に進むよう、国民や事業者の皆様に対し、安全性についてわかりやすく説明を行うなど必要な対応を行ってまいり所存です。</p>
<p>廃棄物の漏洩、火災等が発生した場合の対応策をあらかじめ策定すること。</p>	<p>御意見を踏まえ、ガイドライン等において対応することを検討してまいります。</p>

処分場の廃止の基準を設けるべき。これが決まっていなければ、事業計画が立案できず、維持管理積立金の算定ができない。	現在の特措法においては、廃止についての規定が設けられていないため、同法に基づく基準等の中で対応を行うことは困難です。今後、特措法の見直しの際に、検討することを想定しています。
最終処分場の確保が厳しい中、焼却灰等の安全で効率的かつ実現可能な最終処分手法の技術開発を促進し、自治体の実情を踏まえた基準を設定されたい。	安全な埋立処分の方法については、先般より環境省が開催している災害廃棄物安全評価検討会において検討しているところです。
措置を講じた結果10万ベクレルを超えた廃棄物の取扱方法を示すべき。	埋立処分については、長期にわたって管理が必要になることから、より安全性に配慮するため、10万Bq/kg超の廃棄物に適用される基準を別途設けています。
特定廃棄物の処理基準について、基準違反に対して罰則が設けられていない。監督が甘いと不法投棄が出てしまう。	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の基準違反については、廃棄物処理法に基づく罰則が適用されます。

## II. 除染関係

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>(法25条について) 除染特別地域の基準について明確にするべき。何をもちいて年間20ミリシーベルトとみなすのかを明確にするべき。</p>	<p>放射性物質汚染対処特措法の基本方針(平成23年11月11日閣議決定)において、「線量が高く土壌等の除染等の措置の実施に当たって高いレベルの技術及び作業員の安全の確保への十分な配慮が必要であること、国の指示に基づき立ち入りが制限されている地域であること等を踏まえ指定するものとする」とされており、警戒区域と計画的避難区域をその市町村の区域内に含む市町村を指定することとしています。</p>
<p>(法第32条について) 汚染状況重点調査地域の指定に関して、何をもちいて年間1ミリシーベルトとみなすのかを明確にするべき。</p>	<p>国際放射線防護委員会(ICRP)の2007年基本勧告及び原子力安全委員会が示す考え方等を踏まえ、基本方針(平成23年11月11日閣議決定)においては、除染実施に係る考え方として、長期的な目標を追加被ばく放射線量が年間1ミリシーベルト以下となることとしています。この値は毎時0.23マイクロシーベルトに該当することから、地域として、空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上であることを指定の要件としています。</p>
<p>(法第32条について) 市町村の中に、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以上となる地点が存在する場合には、当該市町村全域について、重点調査地域及び除染実施区域とすることができるとするべき。</p>	<p>汚染状況重点調査地域の指定は原則として市町村単位としています。除染実施区域については、汚染状況重点調査地域のうち、毎時0.23マイクロシーベルト以上の区域について各市町村が定めることとしています。</p>
<p>(法第32条について) 汚染廃棄物対策地域などの地域指定については、市町村のみならず、都の特別区や政令指定都市の区等による地域の明示も認めるべき。</p>	<p>今後の必要に応じて検討してまいります。</p>

<p>(法第34条について)</p> <p>・汚染状況重点調査地域内の調査測定について、地表から50cm～100cmと、測定の高さに幅を持たせた趣旨を明確にし、その測定値の扱い(評価、対応方法)についても明示すべき。</p> <p>・地表からの測定の高さは50cm～100cmと幅を持たせず一律の高さとする。</p>	<p>幅を持たせた趣旨としては、子どもの生活環境の除染を行うことを踏まえ、1mに加えて50cmの高さも認めることとしたもので、調査測定方法のガイドラインにおいては、1m又は50cmのどちらかの高さで測定するように記載しております。</p>
<p>(法第34条について)</p> <p>・汚染状況重点調査地域内の調査測定に当たっては、子どもの活動状況も考慮し、地表から10cmの測定も行うべき。</p> <p>・0.23マイクロシーベルト以上という区域要件について測定の高さを5cmにされたい。</p> <p>幼稚園、保育園、小学校については「地表」で測定してほしい。</p>	<p>実際に除染をする際に、局所的に線量の高い場所を特定するためには地表面近くで測定することは有効と考えています(ただし、測定機器の種類や測定方法によっては、地表面近くで測定すると過大評価をする恐れがあるので注意が必要です)。</p> <p>一方、法第34条に基づく調査測定はその地域の平均的な環境の汚染状態を把握することが目的であることから、その地域の平均的な汚染状態の正確な把握が可能と考えられる1m又は50cmで測定することとしています。</p>
<p>(法第34条について)</p> <p>測定機器について、NaIシンチレーションスペクトロメータだけでは不十分であり、アルファ線やベータ線を測定できる機器も規定すべき。</p>	<p>法第34条に基づく調査測定はその地域の平均的な環境の汚染状態を把握することが目的であり、ガンマ線の空間線量率を正しく測定することによって汚染状態の把握は可能だと考えています。</p>
<p>(法36条について)</p> <p>政令で定められていない市町村が除染実施計画を策定した場合であっても、都道府県はこれを尊重し、都道府県が作成する計画に反映すべき。</p>	<p>法第34条の規定に基づく政令により、汚染状況重点調査地域に指定された市町村が政令で定める市町村となることから、除染実施計画を策定する必要がある市町村は、汚染状況重点調査地域の指定を受けた上で、計画を策定していただくことになると考えています。</p>
<p>(法第39条について)</p> <p>除去土壌の保管場所の台帳については、閲覧場所がすぐ判るようにしてほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ検討することとしています。</p>
<p>(法第39条について)</p> <p>国が土地所有者に対して除去土壌を保管させることができるとあるが、その保管場所については周辺住民の意思を確認することが必要である。</p>	<p>保管場所については、土地の所有者の意見を聞いた上で決めることになると考えられます。除去土壌の保管に当たっては、放射線防護の措置を行うこととしています。</p>
<p>(法第40条について)</p> <p>土壌等の除染等の措置の基準について、除染は極めて危険な作業であるため、環境中への放射性物質の再拡散、作業員への健康被害等が生じないような具体的な基準を策定すべき。</p> <p>・電離則を適用するなど除染従事者の労働安全衛生に細心の注意を払うべき。</p>	<p>土壌等の除染等の措置の基準として、除去土壌等の飛散や流出を防止することを具体的に義務づけているとともに、詳細なガイドラインを取りまとめ、公表しています。</p> <p>また、作業員の基準については、厚生労働省において検討中であると承知しています。</p>

<p>除染の際の環境対策の定めが不十分。第1に、除染実施の際の粉じん飛散防止を基準として定めるべき。第2に、洗浄による流出を具体的に防止する基準を定めるべき。</p>	<p>土壌等の除染等の措置の基準として、飛散や流出を防止することを義務づけています。具体的な流出防止措置については、ガイドラインにおいて記しております。</p>
<p>除染措置の前後において、モニタリングを行って効果を確認すべき。</p>	<p>ご指摘の点は、すでに基準に盛り込んでいます。</p>
<p>(法第41条について)          ・除染等の措置により生じた廃棄物について、現場保管の基準が濃度によって分けられているが、除染廃棄物について逐一現場で濃度測定するのは非現実的であり、これは特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の処理基準と整合していないのではないか。          ・除染措置によって発生する多様で不均質な物質(洗浄水、汚泥、落ち葉等)の放射性の濃度を確認することは実施困難であり、示された保管の基準の順守は現実的に困難。指定濃度で区別して保管することを求めるのであれば、その濃度の確認方法を示すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正させていただきます。</p>
<p>(法第41条について)          実施された除染の内容に対する第三者評価が必要であり、「施工管理の適正化」「施工管理状況の審査」を明示してほしい。</p>	<p>除染の措置については、施工管理に加え、除染の効果を線量の変化により把握することとしています。</p>
<p>(法第41条について)          除去土壌の収集及び運搬は、どれだけ対策を施したにせよ、放射性物質の飛散の可能性が残るため、最小限にとどめるべき。</p>	<p>収集及び運搬の基準として、飛散や流出を防止することを義務づけています。また、原則として、除去土壌等の処理は、生じた都道府県内において行うこととしています。なお、基本方針(平成23年11月11日閣議決定)においては、除去土壌の収集、運搬等に当たっては、「飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、除去土壌の量・運搬先等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとるもの」としている。</p>
<p>(法第41条について)          除去土壌の保管の基準について、素案の内容の保管基準では十分な管理がなし得ないものであり、基準を抜本的に見直すべき。また、廃棄物を保管するときに放射線量を測定・記録し、記録を保存するとあるが、これは速やかに公開すべき。</p>	<p>専門家の意見を踏まえ、除去土壌の飛散や流出防止、雨水浸入防止、放射線障害防止等の措置を基準として定めています。保管時の線量の測定結果については、必要に応じて、情報公開が行われるものと考えています。</p>

除去土壌は必ず容器に入れて運搬することを規定すべき。	飛散や流出を防止するため、容器に収納するなど必要な措置を講ずることとしています。
除染実施場所において保管する場合は、掲示板等何らかの表示物を設置すべき。	除去土壌等の保管を行う者は、当該除去土壌等を一時的に保管する場合には、放射性物質汚染対処特措法に基づき、境界にさく又は標識を設ける等の方法によって保管の場所の周囲に人がみだりに立ち入らないようにするか、当該除去土壌等を覆土する等により、放射線障害の防止を図ることとされています。
室外に除去土壌を保管する場合に、風雨などで周辺地域に拡散させないでほしい。	飛散や流出を防止するため、保管の際には必要な措置をとることを基準で義務づけています。
汚染土壌はすべて除染・保管する必要があるように読めるが、混合・希釈によりクリアランスレベル以下となったものについては利用して差し支えないのか。	基本方針（平成23年11月11日閣議決定）において、再生利用については、今後検討する必要があるとされています。

### III. その他

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
不法投棄対策のために罰則を厳しくすべき。	罰則については、法律において規定されているものですが、御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
環境省職員による除去土壌の投棄事件は、放射性物質汚染対処特措法が施行していれば、同法に違反する行為。その原因は、同法が「人体に有害な放射性物質が環境中に大量に拡散している」という実態にそぐわないからであり、同法自体をそうした現実に即した内容に速やかに修正すべき。	放射性物質汚染対処特措法を所管する立場として、除去土壌の投棄にかかる問題を起こしてしまったことは環境省として真摯に反省しなければならないものと考えております。同法が来年1月1日に全面施行されることから、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関して、万全を期してまいります。
(パブコメ手続について) パブリック・コメントの募集に当たっては十分な期間を設定すべき。	放射性物質汚染対処特措法は、土壌等の除染等の措置や放射性物質に汚染された廃棄物等の処理を迅速に進めていくため、平成24年1月1日に施行されることとなっておりますが、施行日以降に同法に基づくこれらの措置を円滑に実施するためには、同法に基づく環境省令を可能な限り早期に策定し、基準等の同法に基づく制度の施行に必要な詳細事項を示し、地方公共団体等の関係主体へ十分な周知を図るとともに、施行へ向け十分な準備を行っていただく必要があります。したがって、本件意見提出については、行政手続法（平成5年法律第88号）第40条第1項の規定に基づき、必要最小限の期間を設定して、あらかじめ意見・情報の募集を行うこととしたものです。

<p>パブリック・コメントの意見については真摯に検討し、適切に反映すること。</p>	<p>パブリック・コメントでいただいたご意見については、環境省内で共有・吟味をした上で対応を検討し、反映すべき意見は反映しているところです。いただいたご指摘を踏まえて、今後とも真摯に対応してまいりたいと存じます。</p>
<p>安全評価検討会・環境回復検討会等の会議及び議事録を公開しないままパブリック・コメントを募集することに大きな疑問を感じる。それらを公開すべき。</p>	<p>検討会については、出席委員の間での自由かつ率直な意見交換を可能とするために非公開としたものです。</p>
<p>災害廃棄物の広域処理には反対。</p>	<p>御意見につきましては、本パブリックコメントの対象ではございませんが、今後の業務の参考とさせていただきます。広域処理については、被災地において膨大な量の災害廃棄物が発生しており、被災地の早期の復旧・復興のためにも、これらの災害廃棄物を迅速に処理していく必要があることから、放射性物質に汚染されていないか、又は、きわめて汚染濃度の低い災害廃棄物について、他の地域における処理をお願いしているものです。</p>
<p>処理を進めるためには広域での処理が必要であり、住民の不安をなくした上で、スムーズに広域での処理が行えるようにすべきである。</p>	<p>広域処理については、被災地において膨大な量の災害廃棄物が発生しており、被災地の早期の復旧・復興のためにも、これらの災害廃棄物を迅速に処理していく必要があることから、放射性物質に汚染されていないか、又は、きわめて汚染濃度の低い災害廃棄物について、他の地域における処理をお願いしているものです。環境省としても、安全確保等について丁寧に説明してまいる所存です。</p>
<p>測定費用等はすべて国又は東京電力に申請してよいか。費用申請手続きについても示されたい。</p> <p>・指定廃棄物の処分等を自治体を実施する場合には、費用負担の面で住民から必要性を疑問視されたり、風評被害を引き起こすこともあるため、その場合の費用負担や責任の在り方について、国が負うことを明確にすべき。</p>	<p>費用申請手続き等については、今回の省令の規定対象外の事項です。今後、確定した段階で、お知らせすることになると考えられます。</p>
<p>セシウム以外の核種についても考慮すること。</p>	<p>プルトニウムや放射性ストロンチウム等については、これまでの調査の結果、放射性セシウムに比べ、安全面での影響が十分に小さいと考えられることから、放射性セシウムを支配的な核種と考え、放射性物質汚染対処特措法に基づく基準等の設定に当たっては、放射性セシウムの影響に着目しております。</p>

<p>各地(県)に放射性物質管理施設を早急につくり厳重に管理すべき。</p>	<p>汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備等については、地方公共団体の協力を得つつ、国として必要な措置を講じてまいります。</p>
<p>スケジュールや必要な手続きが早急に示されないと、事業を実際実施している自治体にとっては、事業が止まってしまうことを意味する。</p>	<p>放射性物質汚染対処特措法の全面施行については平成24年1月1日であり、環境省としては、そこに向け、これまで基本方針、政省令・ガイドラインの策定を急いできたところです。 自治体等がきちんとした法の運用ができるよう、周知徹底に努めてまいります。</p>
<p>環境省令で明らかになっていない事項については、ガイドラインや施行通知等で明らかにすべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、可能な限り明らかにしていくこととしています。</p>
<p>(第40条について) 光合成細菌の培養の技術を除染に活用してほしい。</p>	<p>省令案において定められている土壌等の除染等の措置と同等以上の効果があるのであれば、今後当該措置に位置づけることは可能です。</p>
<p>(第40条について) 除染等の措置の基準から「洗浄」を削ること。(洗浄によって放射性物質が水路や河川に拡散してしまう。)</p>	<p>洗浄については、除染等の措置として必要なものと考えており、削除することは困難です。飛散や流出の防止措置を講じることが肝要と考えています。</p>
<p>土壌等の除染等の措置の基準について、「住民(特に未成年者)の退避」を含めるべき。</p>	<p>今回の省令事項は除染等の基準を定めるものであるところ、「退避」は汚泥等の除去や拡散の防止、といった「除染」の概念とは異なる考え方のものであり、ご指摘の内容を基準に盛り込むことは困難と考えています。</p>
<p>(第40条、第41条について) 除染廃棄物の監督は、第三者が抜き打ちで行うべき。</p>	<p>除染廃棄物の監督は、放射性物質汚染対処特措法第50条に基づき、環境省職員等が立入検査を適切な方法で必要に応じて行うこと等によってなされるものと考えています。</p>
<p>(第40条及び第41条について) ・委託する企業に求められる技能を明確にすべき。 ・除染事業の請負先の選定に当たっては、特定業者に集中させることなく、最高技術を持つ業者が選定されるようにされたい。</p>	<p>土壌等の除染等の措置等を行うことができる事業者に委託することとなると考えられます。また、委託の基準は定めることとしています。 委託業者の選定については、市町村においても行われることから、一概にお答えすることはできませんが、基準に該当するものの中から、選定されるものと考えています。</p>

<p>(第40条及び第41条について)</p> <p>除染等の委託基準について、受託者の資格として、土壤汚染対策法の違反を加えてほしい。また、特措法違反で罰則適用されたら、同法の許可取消し(資格剥奪)となるようにしてほしい。欠格要件に該当する者が特定しやすくなるように、欠格要件に該当しないことを示す一覧表を公開できないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、特措法及び土壤汚染対策法については、委託基準の適格要件の対象として付け加えることとしました。また、欠格要件に該当するか否かについては、該当しない旨の誓約書を提出させることとしています。</p>
<p>(法第40条、第47条及び第48条について)</p> <p>これまで我が国の原子力政策を推進してきた法人等は、今回の事故の責任を負う立場にあることから、除去土壤の処理等を受託することによって収益を得るのは許されることでは無く、除去土壤の処理等の委託先から除外すべき。</p>	<p>委託業者の選定については、市町村においても行われることから、一概にお答えすることはできませんが、基準に該当するかどうか等々の観点から、選定されるものと考えています。</p>
<p>受託業務に直接従事する者が、その業務にかかる除去土壤について「十分な知識等を有するもの」とあるが、具体的な研修や資格等を定めるべき。</p>	<p>「十分な知識等を有するもの」という点については、ご指摘も踏まえて、今後具体化してまいりたいと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設リサイクルに用いる際の放射性濃度の基準の設定が必要。</li> <li>・指定廃棄物について、コンクリートにまぜて低濃度にしたものを都市環境の中で再利用するのは認めるべきではない。</li> </ul>	<p>再生利用については、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針(平成23年11月11日閣議決定)においても、「安全性を確保しつつ、例えば、コンクリートくずを被災地の復興のための資材として活用する等の廃棄物の再生利用を図る」「廃棄物の再生利用の推進のため、安全性を確保しつつ、可能な限り廃棄物の再生品(セメントや再生砕石等)の活用を図る」としているところです。環境省としても、製造業等を所管する関係省庁と連携して、安全確保に努めてまいり所存です。</p>
<p>除染特別地域、汚染状況重点調査地域の指定から外れる地域において、局所的に高線量を示す箇所への対応について、明確にすべき。(両地域の指定から外れた地域における対応が不明確である。)</p>	<p>内閣府、文部科学省及び環境省において対応方針をすでに定めています。「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」(平成23年10月21日、内閣府、文部科学省、環境省)を参照願います。</p>
<p>特定廃棄物の収集及び運搬基準について、収集運搬する特定廃棄物の種類、数量、開始日終了日などの情報の記録を作成し、保存することとされているが、放射線の放出は長期にわたるので、国がその記録を責任をもって作成・保存すべき。</p>	<p>記録の保存は一義的に収集・運搬を行った者が行うこととしていますが、保管期間終了後の取り扱いについては、今後検討することとしています。</p>